令和８年度公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付の額の改定について

１．公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）に基づく補償給付の概要

公健法の補償給付は、①療養の給付及び療養費、②障害補償費、③遺族補償費、④遺族補償一時金、⑤児童補償手当、⑥療養手当、⑦葬祭料の７種類がある。

なお、②障害補償費については、被認定者の障害の程度が「特級」に該当する場合は、介護加算額を合算して支給する。

このうち、⑥療養手当の額、⑦葬祭料の額及び②障害補償費の介護加算額については、政令で定めることとされている。

２．令和８年度における補償給付額の改定の概要

（１）介護加算額（公健法第26条第１項、同法施行令第11条）

他制度の動向等を勘案の上、算定の結果、49,600円（令和７年度：47,900円）に改定する。

（２）療養手当の額（公健法第40条第１項、同法施行令第23条）

全国消費者物価指数、他制度の動向等を勘案の上、算定の結果、療養を受けた日数等に応じ、それぞれ以下のとおり改定する。

		令和７年度	令和８年度
入院	15日以上	39,600円	40,800円
	８～14日	37,600円	38,800円
	７日以下	27,500円	28,300円
通院	15日以上	27,500円	28,300円
	４～14日	25,500円	26,300円

（３）葬祭料の額（公健法第41条第１項、同法施行令第24条）

労働者の賃金水準、他制度等の動向を勘案の上、算定の結果、779,000円（令和７年度：723,000円）に改定する。

３．施行期日

令和８年４月１日

４．意見公募手続きを行わない理由

行政手続法第39条第４項第３号「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額」を定める命令等に該当するため。